（案）

令和８年７月　日

筑西市長　設　楽　詠美子　様

地方独立行政法人茨城県西部医療機構
評価委員会　委員長　　榎　戸　　久

意 見 書

地方独立行政法人茨城県西部医療機構に係る令和７年度の業務実績に関する評価について、地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例（平成２９年条例第２１号）第１条の２第２号の規定に基づく地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法第２８条第１項の規定に基づく評価結果（案）について、別添のとおり定めることが適当と判断します。

なお、当該評価を踏まえ、次の事項への対処を求めます。

１　患者の安全と医療機関の信頼を守るため、過去のガバナンス不全や組織の脆弱性を真摯に反省し、旧来の体質から脱却する必要がある。今後は、意思決定の透明化と内部統制を徹底し、いかなる不正も許さない厳格なリスクマネジメント体制を構築するとともに、全職員に高い倫理観を求め、組織一丸となった再発防止と法令順守の徹底を求める。

２　収支等の計画策定においては、収益目標・必要経費・実行施策が連動し、それらの整合性が必要であることを認識するとともに、組織全体で共有することを求める。

以　上

（案）

【参考】

地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例

（所掌事務）

第１条の２　委員会は、法第 11 条第２項各号（同項第６号を除く。）に掲げる事務をつかさどるほか、同項６号の規定により、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

(1)　法第 26 条第１項に規定する中期計画の作成及び変更に関すること。

(2)　法第 28 条第１項第１号に規定する当該事業年度における業務の実績並びに同項第 3 号に規定する当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に関すること。

（平 30 条例 18・追加）

地方独立行政法人法

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十八条　地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

三　中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績